

池田市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定め、産後ケアを必要とする母子を対象に、心身のケア、育児のサポート等を行うことにより育児に対する不安の解消を図り、安心して子育てのできる環境を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、池田市とする。ただし、前条の目的を達成するために適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この要綱における対象者は、市内に住所を有する産婦（出産後1年未満の者をいう。）及びその子であって、産後ケアを必要とする者とする。ただし、感染症の疾患に罹患している者若しくはその疑いのある者または入院若しくは加療を要する状態にあつて、本事業の利用に支障があると市長が認める者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に支援が必要と認める者については対象者とする。

(事業形態)

第4条 事業の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊（ショートステイ）型：医療機関等の施設において対象者を宿泊させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うもの
- (2) 通所（デイサービス）型：医療機関等の施設において対象者を日帰りで施設利用させ、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うもの
- (3) 訪問（アウトリーチ）型：対象者の居宅に助産師等が訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うもの

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母体管理及び生活面の相談・指導
- (2) 乳房手当、乳房トラブルケア
- (3) 発育及び発達のチェック
- (4) 体重及び排泄のチェック
- (5) スキンケア
- (6) 授乳方法に関する助言・指導
- (7) 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
- (8) 在宅での育児に関する相談・指導
- (9) 心理面のケア
- (10) 家族計画
- (11) その他必要とする保健相談・指導など

(利用日数及び利用時間)

第6条 本事業の利用日数の上限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊（ショートステイ）型：7日
- (2) 通所（デイサービス）型：7日

(3) 訪問（アウトリーチ）型：10回

2 利用時間については、医療機関等の受入れ可能時間に準ずる。

（利用の手続等）

第7条 本事業を利用しようとする者は、池田市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容について審査し、産後ケア事業の利用の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定により産後ケア事業の利用の可否について決定したときは、池田市産後ケア事業利用決定通知書（様式第2号）又は池田市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前2項の規定により利用の承認をした場合は、利用者に利用券を発行しなければならない。

5 事業実施者は、本事業開始前に申請者に事業内容を説明し同意を得るとともに、その利用に係る必要な調整等を行わなければならない。

（利用者負担金）

第8条 利用者は、本事業の実施に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）として、1日につき、次の表の各欄上段に掲げる額（当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、その額に2人目以降の1人につき同表各欄下段に掲げる額を加算した額）を負担しなければならない。

世帯区分	宿泊（ショートステイ）型	通所（デイサービス）型	訪問（アウトリーチ）型
市民税課税世帯	5,000円/日 (加算額) 500円	2,500円/日 (加算額) 250円	1,000円/回 (加算額) 0円
市民税非課税世帯及び 生活保護世帯	2,500円/日 (加算額) 250円	1,250円/日 (加算額) 125円	0円/回 (加算額) 0円

2 一部負担金は、事業の終了時に、利用者が事業実施者に対して直接支払うものとする。

3 利用日当日に、利用者が事業の利用を中断した場合は、当該利用者は1日分の利用をしたものとみなされ、利用者は1日分の一部負担金を支払うものとする。ただし、宿泊型については、利用開始時間から起算して7時間以下で利用を中断した場合は、利用者は通所型に切り替えて利用したものとみなされ、通所型に係る1日分の一部負担金を支払うものとする。

4 利用者は、日程を変更または中止する場合は、該当利用日の前々日（連休翌日に利用を予定している場合は連休前日）の午後3時までに、電話等の手段により事業実施者に連絡しなければならない。また、事業実施者が医療機関等の場合は、市長にも速やかに連絡しなければならない。

5 前項の期日までに事業実施者に連絡がなく、かつ、利用がなかった場合は中止として取り扱い、原則利用者は1日分の一部負担金を事業実施者に支払わなければならない。ただし、事業実施者が免除する場合はこの限りでない。

6 前項の場合において、地震、台風等の災害等、利用者の責めに帰すべきものでない事由により連絡がなかった場合は、この規定を適用しない。

（産後ケア事業の実施状況の報告）

第9条 市長は、利用者の本事業の利用状況について、事業実施者に月1回以上報告させるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。ただし、訪問（アウトリーチ）型については、令和5年4月1日からの適用とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の様式により提出されている書類は、この要綱による改正後の様式により提出された書類とみなす。